

春日部市小規模契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する小規模な建設工事（修繕を含む）の契約について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録できる者)

第2条 以下のものを登録できる者とする。

- (1) 市内に主たる事業所（本店）を置く者で、登録できる建設工事に係わる業種は5種類以内とする。（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）
- (2) 個人事業者にあっては、市内に代表者の住民基本台帳法（昭和44年法律第81号）による住民票の記載がある者
- (3) その他市長が認めた者

(登録できない者)

第3条 以下の者を登録できない者とする。なお、春日部市小規模契約希望者登録名簿への登録後に以下のいずれかに該当することが判明した場合、その登録を抹消することができる。

- (1) 市内に主たる事業所（本店）を置かない者
- (2) 春日部市建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成17年規則第128号）に基づく資格者名簿に当該業種について登載されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 個人事業者にあっては、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (6) 個人事業者にあっては、市内に代表者の住民基本台帳法による住民票の記載がない者

(登録等の方法)

第4条

- (1) 春日部市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に、以下の必要書類を添付し行うものとする。
 - イ 登記事項証明書（法人事業者の場合）
 - ロ 納税状況等照会に同意しない場合は、法人市民税納税証明書（法人事業者の場合）又は市県民税納税証明書（個人事業者の場合）
 - ハ 納税状況等照会に同意しない場合は、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税証明書（課税がある場合）

ニ 許可・免許・登録証明書等の写し（許可等を受けている場合のみ）

- (2) 登録の受付窓口は、総務部契約課において行う。
- (3) 登録事項に変更等が生じた場合は、春日都市小規模契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第2号）により速やかに届け出るものとする。
- (4) 申請内容又は添付書類に虚偽があったときは、春日都市小規模契約希望者登録名簿から登録を抹消する。なお、これによって抹消となった者は、当該名簿へ再度申請を行うことはできない。

（認定及び登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、受け付けを開始した年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、直近の受け付けを開始した年の4月1日以降に申請されたものについては、申請受理日から1週間以内に審査・認定を行い、認定日から当該登録有効期間の満了日までを有効期間とする。

（登録者の取り扱い）

第6条 市は、申請書の審査を行い、春日都市小規模契約希望者登録名簿に登録し、府内に公開すると共にホームページに掲載して一般にも公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

なお、業者選定においては、春日都市建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則に基づく資格者名簿登録者の選定を否定するものではない。

（対象となる契約）

第7条 小規模契約希望者登録の契約の対象は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である契約金額が概ね50万円以下の工事並びに修繕等とする。

（契約保証金）

第8条 小規模契約希望者登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、春日都市契約規則第7条の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
（春日都市小規模契約希望者登録要領の廃止）
- 2 春日都市小規模契約希望者登録要領（令和5年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。